

外務省において、海外で邦人が犯罪被害者となった場合に上記のような、我が国在外公館が提供している問題解決のための支援や情報について広く周知を図るため、「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」や、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」などの広報パンフレットを毎年改訂・増刷の上、全国の都道府県旅券事務所や在外公館などに配布するとともに、海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）にも掲載し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めている。今後とも、パンフレットの改訂・増刷や海外安全ホームページでの掲載などを通じ、海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報をさらに分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

海外安全虎の巻、海外で困ったら



提供：外務省

平成23年（2011年）に、在外公館及び財団法人交流協会（台湾）が取り扱った海外における犯罪被害に係わる援護件数は5,267件（5,703人）であり、そのうちもっとも多いものは「窃盗被害」（4,225件、4,516人）となっており、次いで「詐欺被害」（489件、518人）、「強盗被害」（296件、330人）が続いている。

警察庁において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援など適切な支援活動に努めている。

2011年に在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺人	14	15
傷害・暴行	127	133
強姦・強制猥褻	30	33
脅迫・恐喝	49	56
強盗・強奪	296	330
窃盗	4,225	4,516
詐欺	489	518
誘拐	0	0
テロ	2	66
その他	35	36
計	5,267	5,703

（注） 在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生したすべての事案ではない。

提供：外務省（出典：2011年海外邦人援護統計）

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

【施策番号191】

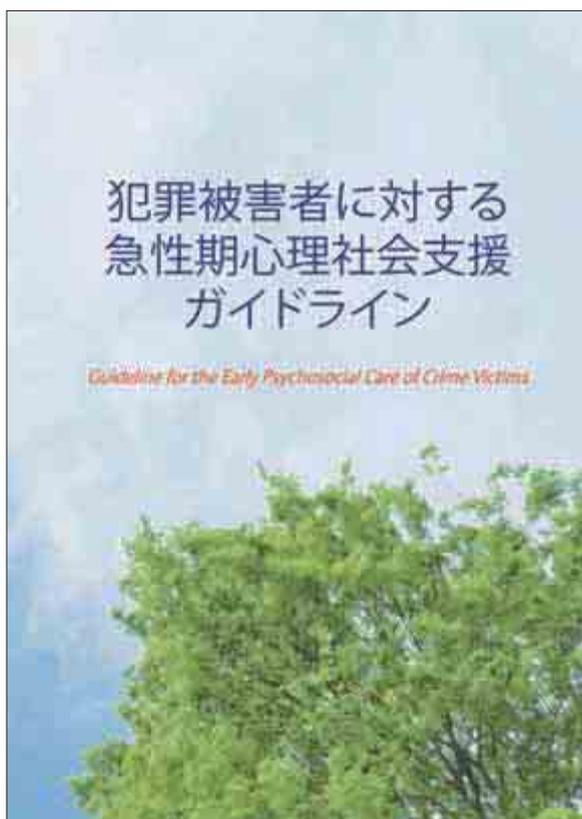
厚生労働省において、平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行

い、平成19年度に精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、平成20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf）を精神

保健福祉センターに配布した。

また、平成20年度より厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3年計画で行い、それを踏まえて、平成23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」（主任研究者金吉晴）を3年計画で実施しており、平成24年度には「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（分担研究者中島聡美（国立精神・神経医療研究センター）他、平成25年2月15日初版）」（<http://cocorocare.jp/c/guideline/>）を作成した。

犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン



提供：厚生労働省

(2) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

【施策番号192】

内閣府において、犯罪被害者等の置かれた

状況や当該状況の経過などを把握するため、身体犯一般、交通事犯、性犯罪といった被害類型別に、犯罪被害者等の置かれた状況などに関する調査を平成19年度から平成21年度まで3年間継続して行った。今後、一定の期間経過後、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況等を把握するため、犯罪被害類型等ごとの調査を実施することとしている。

(3) 交際相手からの暴力に関する調査の実施

【施策番号193】

内閣府において、3年に1度を目途に配偶者からの被害経験など男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っている。平成23年度は、配偶者に該当しない交際相手からの暴力や異性から無理やりに性交された被害も含む暴力の被害実態を把握するための調査を実施し、平成24年4月に調査結果を公表した（「女性に対する暴力」に関する調査研究 http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/h24_boryoku_cyousa.html）。

(4) 性犯罪被害者に関する調査の実施

【施策番号194】

上記【施策番号193】参照

(5) 法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討

【施策番号195】

法務省において、「国際犯罪被害実態調査」に参加する形で平成12年から4年ごとに国内調査を実施しており、4回目となる調査を平成24年1月に全国で実施した。関係機関において犯罪被害者等に対する適切な支援策など被害者関係施策について幅広く検討する際の基礎資料として活用されるよう、平成25年3月に調査結果を取りまとめ、公表した（P82コラム6「犯罪被害実態（暗数）調査について」参照）。

コラム

6

「犯罪被害実態（暗数）調査について」

法務省の研究機関である法務総合研究所では、平成12年から4年ごとに、「犯罪被害実態（暗数）調査」を実施しています。

ここでは、平成24年1月に実施した第4回調査（なお、「安全・安心な社会づくりのための基礎調査」と題して実施しました。）について、その目的、調査方法、調査結果の概要をお伝えします。

【なぜ暗数調査が必要か】

治安を改善し、犯罪を予防するための施策を考えるためには、どこでどのような犯罪が起きたかといった、犯罪発生状況の正確な把握が必要不可欠です。

犯罪発生状況の把握には、①警察等の公的な機関が取り扱った犯罪件数を集計する方法と、②一般国民に対してアンケート調査を行うことなどにより、警察等に届け出がなされていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪がどのくらい発生しているのかという実態を調べる方法（暗数調査）があります。

②の暗数調査は、定期的に行うことにより、①の方法で得たデータとの経年比較が可能となります。①と②を互いに相補う形で活用することにより、有効な治安対策を考えることができるのです。

【第4回調査の方法と回答者数】

第4回調査は、平成24年1月に、全国の16歳以上の男女4,000人を調査対象とし、「郵送調査」（質問紙を自宅に郵送し、回答を記入して返送してもらう方法）により実施しました。なお、調査対象者4,000人の選定は、居住地域、性別、年齢層等に偏りが出ないように、層化二段無作為抽出法により実施しました。

質問紙では、①自動車盗、自転車盗、侵入盗など7態様の世帯犯罪被害、②個人に対する窃盗、暴行・脅迫など4態様の個人犯罪被害、及び③振り込め詐欺など5態様の各種詐欺等被害に関して、それぞれ、過去5年間と直近1年間の被害の状況を尋ねたほか、④治安に関する意識などについて質問しました（被害態様について、図1参照）。

得られた回答は、4,000人中、2,156人（回答率53.9%）で、その内訳は、男子1,022人（47.4%）、女子1,128人（52.3%）、性別回答なし6人（0.3%）でした。

【主な調査結果】

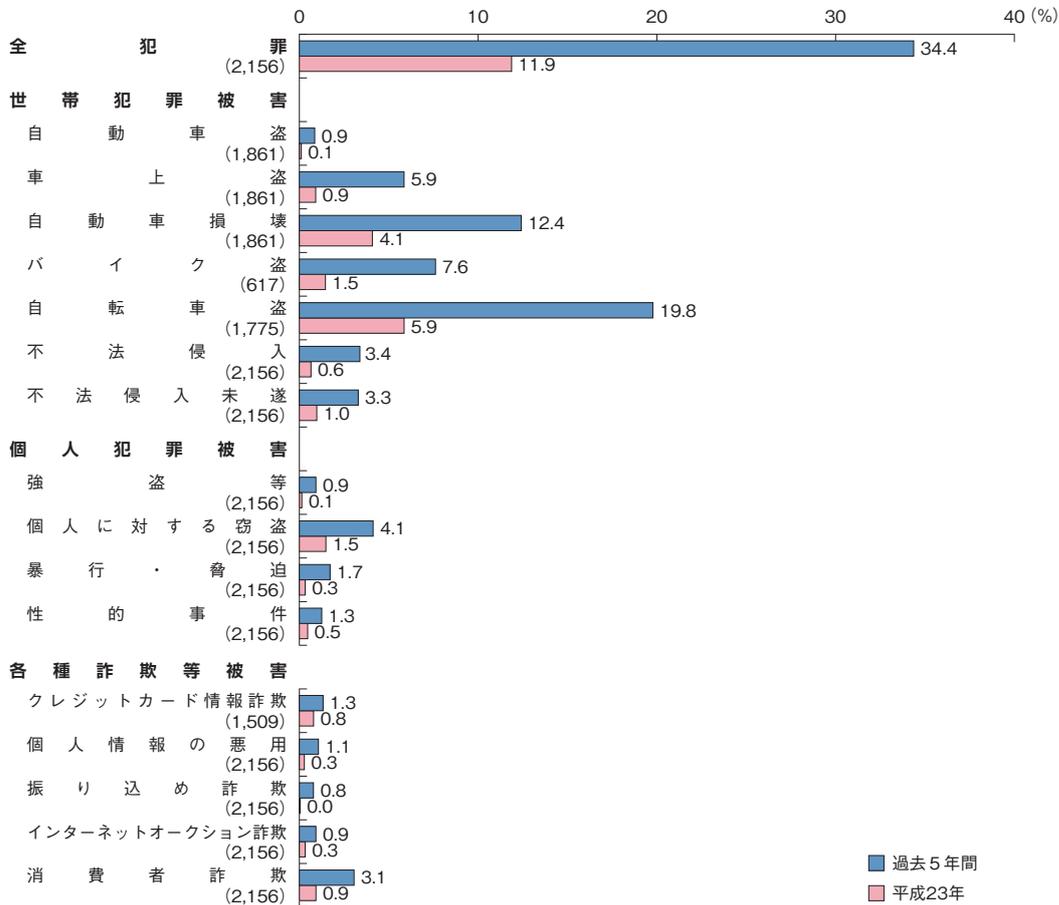
1 被害態様別被害率

調査対象とした犯罪被害について、過去5年間と平成23年中の被害率（1回以上犯罪被害に遭った比率）を、被害態様別に見ると、図1のとおりです。

全犯罪被害（7態様の世帯犯罪被害、4態様の個人犯罪被害）のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全回答者の34.4%であり、平成23年1年間では11.9%でした。世帯犯罪被害では、自転車盗、自動車損壊の順に被害率が高く、過去3回の調査

結果と同じ傾向が見られました。

図1 第4回調査 被害態様別過去5年間・平成23年の被害率



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 第4回調査の調査実施時点は、平成24年1月である。
 3 各犯罪被害の範囲は、厳密には我が国における各犯罪の構成要件と一致しない場合がある。
 4 「全犯罪」は、世帯犯罪被害又は個人犯罪被害に該当する犯罪被害、すなわち、自動車盗、車上盗（部品盗を含む）、自動車損壊、バイク盗、自転車盗、不法侵入（侵入盗を含む）、不法侵入未遂、強盗等（恐喝及びひったくりを含む）、個人に対する窃盗（自動車盗、車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入及びひったくり以外の窃盗）、暴行・脅迫及び性的事件（強姦、強制わいせつ、痴漢、セクハラ及びその他不快な行為で、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。）のうち、いずれかの被害に遭った者の比率である。
 5 「自動車盗」、「車上盗」、「自動車損壊」、「バイク盗」及び「自転車盗」は、それぞれ、過去5年間における自家用車、バイク及び自転車の保有世帯に対する比率である。
 6 「各種詐欺等被害」のうち、個人情報の悪用及び消費者詐欺については、世帯単位の被害率である。
 7 「クレジットカード情報詐欺」は、過去5年間におけるクレジットカード又はデビット機能のあるカードの保有者に対する比率である。
 8 「個人情報の悪用」は、例えば、預貯金口座の開設や携帯電話の契約等のために、第三者が本人になりました場合等であり、一部、法律上処罰の対象とはならない行為を含む。
 9 () 内は、各被害態様別回答者総数の実人員であり、「わからない」と回答した者及び無回答の者を含む。

2 被害態様別被害申告率

では、被害に遭った人は、被害を警察に届け出たのでしょうか。

図2は、被害態様別に、過去5年間の被害申告率（被害に遭った世帯又は個人のうち、被害（同一の被害態様で複数回の被害がある場合は、直近のもの）を捜査機関に届け出た比率）を見たものです。

ほとんどの被害態様において、「届出なし」の回答が約2割から7割に及んでおり、